

(仮称)三軒屋公園等複合施設管理運営に係る基本協定書

新座市（以下「市」という。）と指定管理者名（以下「指定管理者」という。）とは、元号 年 月 日付け新 発第 号による指定管理者の指定に基づく(仮称)三軒屋公園等複合施設（以下「本施設」という。）の管理及び運営（地域子育て支援センターの運営業務、東北出張所運営業務、防災備蓄資機材倉庫維持管理を除く。）に係る業務（以下「維持管理・運営業務」という。）について、新座市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年新座市条例第43号。以下「条例」という。）第5条及び基本協定（市と指定管理者、●、及び●との間における令和8年1月●日付（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業基本協定書をいう。以下同じ。）第3条第1項の規定により、次のとおり締結する。

なお、この協定における用語の定義は、特にこの協定で定義されている場合を除き、市と指定管理者、●及び●の間における令和8年1月●日付（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業 基本契約書（以下「基本契約」という。）の別紙1定義集のとおりとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、指定管理者が本施設の維持管理・運営業務を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（維持管理・運営業務）

第2条 市は、新座市 条例（元号 年新座市条例第 号）第 条の規定に基づき、本施設に係る次に掲げる維持管理・運営業務を指定管理者に行わせる。

- (1) 開業前準備に関すること。
- (2) 維持管理に関すること。
- (3) 運営に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本施設の管理に関し市が必要と認める業務に関すること。

2 前項に掲げる業務の内容の細目は、「（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）及び「（仮称）三軒屋公園等複合施設事務マニュアル」（以下「事務マニュアル」という。）に定めるとおりとする。

（任意事業）

第2条の2 指定管理者は、維持管理・運營業務の一環として、要求水準書等の定めに従い、自己の責任と費用により、任意事業を実施することができるものとする。

2 指定管理者は、任意事業を実施する場合は、要求水準書等の定めに従い、市に対し維持管理・運営計画書を提出し、事前に市の確認を受けるものとする。

（付帯事業）

第2条の3 指定管理者は、要求水準書等の定めに従い、自己の責任と費用により、付帯事業として、カフェ施設運營業務を行うものとする。

2 前項に定める付帯事業の実施場所については、市と指定管理者間で別途締結する定期建物賃貸借契約の定めに従うものとする。

（注意義務）

第3条 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例その他の関係規程並びにこの協定（本基本協定書、第12条第2項に規定する年度協定書、要求水準書、事務マニュアル、（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業 募集要項及び第6条に規定する事業計画書をいう。以下同じ。）の定めるところに従うほか、市が必要に応じて指示する事項を遵守し、善良な管理者の注意をもって前条に定める維持管理・運營業務を行わなければならない。

（責任者の配置）

第4条 指定管理者は、指定管理者の従事者のうちから維持管理・運營業務に関する統括責任者として、要求水準書に基づき統括維持管理・運営責任者配置し、当該統括維持管理・運営責任者の氏名その他必要な事項を市に通知し、市の承認を受けなければならない。統括維持管理・運営責任者を変更したときも、同様とする。

（指定の期間）

第5条 市が指定管理者を法第244条の2第5項の規定による指定管理者として指定する期間は、令和11年12月1日から令和26年11月30日までとする。

- 2 維持管理・運営業務に関する事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（維持管理・運営計画書）

第6条 指定管理者は、事業年度ごとに、次に掲げる内容を記載した維持管理・運営計画書を市の指定する日までに市に提出し、市の承認を受けなければならない。

- (1) 主催事業及び任意事業の概要及び実施する時期
 - (2) 施設及び設備の維持管理の計画
 - (3) 職員の配置その他の管理運営の体制
 - (4) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項
- 2 市は、前項の規定により提出された維持管理・運営計画書の内容について、指定管理者に対して必要な指示をすることができる。
- 3 指定管理者は、第1項の規定により提出した維持管理・運営計画書の内容を変更しようとするときは、市の承認を受けなければならない。

（維持管理・運営業務報告書）

第7条 指定管理者は、月ごとに、市が必要と認める事項を記載した維持管理・運営業務報告書を作成し、維持管理・運営業務を行った月の翌月の10日までに市に提出し、市の確認を受けなければならない。

（事業報告書）

第8条 指定管理者は、事業年度ごとに、条例第6条の規定に基づき事業報告書を作成し、毎事業年度終了後の最初の5月末日までに市に提出し、市の確認を受けなければならない。ただし、事業年度の途中において法第244条の2第11項の規定により、指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

（モニタリングの実施）

第9条 指定管理者は、要求水準書に基づき、維持管理・運営業務についてセルフモニタリングを行い、その結果を市に報告する。

- 2 市は、前項の報告を踏まえ、要求水準書に基づき、維持管理・運営業務のモニタリングを行い、各業務が基本契約、この協定、要求水準書等に定めた条件

に適合しないと判断される場合には、業務内容に対する改善指示等を行うものとし、指定管理者は必要な改善措置を講じなければならない。

（維持管理・運営業務の報告等）

第10条 市は、維持管理・運営業務の適正を期するため必要があると認めるときは、法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 市は、第7条、第8条及び前項の規定による確認、報告、調査等により、**本施設**における良好な管理及びサービスの質を維持するために必要があると認めるときは、指定管理者に対して維持管理・運営業務の改善等の必要な指示を行い、期限を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 指定管理者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

（利用料金等）

第11条 指定管理者は、新座市 **第 条** 条例第 **条** 別表に定める使用料の範囲で設定した利用料金を収受する。ただし、利用料金の設定に当たっては、事前に市の承認を受けなければならない。

なお、収受した利用料金は、新座市 **第 条** 条例第 **条** に基づき、指定管理者の収入とする。

2 指定管理者が**本施設**を利用して任意事業を実施し、収受した料金等については、指定管理者の収入とする。

（指定管理料等）

第12条 市は、指定管理者が行う維持管理・運営業務（任意事業及び付帯事業を除く。）の費用として、指定管理者に対して指定管理料を支払う。

2 指定管理料の額は、各事業年度の予算の範囲内で市と指定管理者が協議の上定めた額とし、その詳細は、事業年度ごとに別に定める協定（以下「年度協定書」という。）によるものとする。

3 指定管理料は、事業年度ごとに4月、6月、8月、10月、12月及び2月の6回に分割して支払うものとする。

4 指定管理者は、請求書を各支払月の10日までに市に提出するものとする。

- 5 市は、事業計画書又は業務報告書を確認し、請求書が正当であると認めるときは、指定管理者に対し、これらの書類の提出を受けた日から30日以内に指定管理料を支払わなければならない。
- 6 指定管理者は、市の責めに帰すべき理由により、指定管理料の支払が遅れた場合においては、遅延日数に応じ、未受領金額にこの協定を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその額の全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を市に請求することができる。
- 7 指定管理料の管理費のうち、修繕費については、年度協定書に基づく指定予算額を定め、毎年度終了後に精算するものとし、残額が生じた場合は、毎年度終了後60日以内に市に返還するものとする。ただし、修繕費に不足額が生じた場合は、その都度市と指定管理者が協議して対応を決めるものとする。
- 8 維持管理・運營業務において発生する光熱水費及び通信費は、市が負担するものとする。ただし、カフェ施設運営事業及び任意事業を行った場合、当該事業に係る光熱水費は、指定管理者の負担とする。

（指定管理料の変更）

- 第13条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度市と指定管理者が別記1に基づき協議の上定めるものとする。

（第三者による代理受領）

- 第14条 指定管理者は、市の承諾を得て指定管理料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 市は、前項の規定により指定管理者が第三者を代理人とした場合において、指定管理者の提出する請求書に当該第三者が指定管理者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第12条の規定に基づく支払をしなければならない。

（維持管理・運營業務の継続が困難となった場合の措置等）

- 第15条 指定管理者は、維持管理・運營業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかにその旨を市に申し出なければならない。
- 2 市は、指定管理者の責めに帰すべき理由により維持管理・運營業務の継続が

困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、指定管理者に対して維持管理・運営業務の改善等の必要な指示を行い、期限を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

- 3 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない理由により維持管理・運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、市及び指定管理者は、維持管理・運営業務の継続の可否について協議するものとする。

（指定の取消し等）

第16条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- (1) この協定に違反したとき。
- (2) この協定の履行に関し著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (3) 次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当したとき。

イ 法人税、消費税及び地方消費税並びに指定管理者の所在地における法人道府県民税（法人都民税）及び法人市町村民税その他指定管理者に課税された各種税を滞納したとき。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けたとき。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けたとき。

オ 指定管理者が次のいずれかに該当するとき。

- ① 役員等（指定管理者である団体の役員、その支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者又は第4条の規定による統括維持管理・運営責任者若しくは施設責任者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員

が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦ 指定管理者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、市が指定管理者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき。

カ 新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。

キ 条例第14条の規定に抵触したとき。

(4) 維持管理・運営業務の処理が著しく不適當と認められるとき。

(5) 経営状態の悪化等により、維持管理・運営業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(6) 組織的な違法行為を行った場合など、維持管理・運営業務を行わせることが社会通念上著しく不適當と認められるとき。

(7) 基本契約又は設計施工一括契約のいずれかが解除されたとき

(8) 前各号に掲げるもののほか、本施設の指定管理者として維持管理・運営業務を継続することが著しく不適當と認められるとき。

2 指定管理者は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、当該取り消された事業年度の指定管理料の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。また、指定管理者は指定の取消しにより市に違約金を超える損害が生じたときは、当該超過分の損害を賠償しなければならない。

(指定の取消しの申出)

第17条 指定管理者は、市がこの協定に違反したと認めるときは、市に対して

指定管理者の指定の取消しを申し出ることができる。

- 2 市は、前項の申出を受けた場合は、指定管理者と協議し、その処置を決定するものとする。

（原状回復）

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第16条若しくは前条の規定により指定を取り消され、若しくは維持管理・運營業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、速やかに指定管理者の管理しなくなった本施設の施設及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、市が特に原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 市は、指定管理者が正当な理由なく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、指定管理者に代わって原状に回復するための適当な措置を行うことができる。この場合において、指定管理者は、市が措置に要した費用を負担しなければならない。

（維持管理・運營業務の引継ぎ）

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第16条若しくは第17条の規定により指定を取り消されたときは、本施設の管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者その他維持管理・運營業務を引き継ぐ者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに際し必要な事項については、別途協議するものとする。

- 2 前項に規定する引継ぎに要する費用は、指定管理者が負担する。

（損害の費用負担）

第20条 指定管理者の維持管理・運營業務の履行につき生じた損害（第三者に及ぼした損害を含み、第3項の場合の損害を除く。以下この条において同じ。）については、指定管理者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市の指示その他市の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市がその費用を負担する。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有する。
- 3 天災等で市と指定管理者のいずれの責めに帰すことができないものにより損害が生じたときは、指定管理者は、遅滞なく調査の上、市に通知して確認を受

け、費用負担等について協議することができる。

（保険）

第 2 1 条 維持管理・運営業務の遂行に当たり、指定管理者は、第 5 条に規定する指定の期間の全期間にわたり、別記 2 所定の保険を付保し、かつ、維持するものとする。指定管理者は、要求水準書に基づき任意に保険を付したときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに市に提示しなければならない。

（緊急時の対応等）

第 2 2 条 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害、事故その他不測の事態が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 2 3 条 指定管理者は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託）

第 2 4 条 指定管理者は、維持管理・運営業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ市の承諾を受けたときは、維持管理・運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

3 前項の場合において、指定管理者は、第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を市に提出しなければならない。

4 指定管理者は、第 2 項の規定により維持管理・運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者の責めに帰すべき理由を全て指定管理者の責めに帰すべき理由として責任を負わなければならない。

5 第 2 項の場合において、第三者への委託又は請負が個人情報の処理に係るときは、第 2 6 条に規定するところによる。

（秘密の保持）

第25条 指定管理者は、維持管理・運営業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は維持管理・運営業務以外に使用してはならない。指定管理者が維持管理・運営業務を終了した後も、同様とする。

2 指定管理者は、前条の規定により維持管理・運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対して秘密の保持を徹底させなければならない。

3 指定管理者は、指定管理者の従事者その他維持管理・運営業務に従事している者に対し、条例第11条の規定を遵守させるため、秘密の保持を徹底するように指導し、教育しなければならない。

（個人情報の保護）

第26条 指定管理者は、維持管理・運営業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報等の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

2 指定管理者は、条例第12条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱い、自己を本人とする個人情報の開示、訂正、利用停止の求めへの対応等についての定めを作成し、これを遵守しなければならない。

（情報の公開）

第27条 指定管理者は、条例第13条の規定に基づき、維持管理・運営業務に関し保有する文書、図面及び電磁的記録（以下「文書等」という。）の開示の求めへの対応等についての定めを作成し、これを遵守しなければならない。

（文書等の管理）

第28条 指定管理者は、文書等を適正に管理するため、市と協議の上、その保存、廃棄等の管理基準を作成し、これを遵守しなければならない。

2 指定管理者は、文書等をその利用目的の範囲を超えて複写等をしてはならない。

3 指定管理者は、第1項の管理基準に基づき文書等を廃棄するときは、その旨を市に報告しなければならない。この場合において、市は、当該文書等の保存期間の変更を求めることができる。

4 指定管理者は、市から文書等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

5 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第16条若しくは第1

7条の規定により指定を取り消されたときは、文書等のうち保存期間が終了していないもの及び市の指定したものを市又は市の指定するものに引き継がなければならない。

6 前項の規定による引継ぎに要する費用は、指定管理者の負担とする。

（指定管理者印の管理）

第29条 市は、指定管理者に対して、**本施設**の指定管理者印（以下「指定管理者印」という。）を貸与する。

2 指定管理者印は、指定管理者名で行う許可関係以外には、使用してはならない。

3 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第16条若しくは第17条の規定により指定を取り消されたときは、速やかに指定管理者印を市に返還しなければならない。

（施設、設備及び備品の使用）

第30条 指定管理者は、維持管理・運営業務を行うに当たり、市の所有に属する**本施設**の施設、設備及び備品を使用することができる。

（備品の取扱い）

第31条 指定管理者が維持管理・運営業務を行うに当たり、市が支払う指定管理料により備品（新座市財産規則（昭和46年新座市規則第12号）第31条第1号に規定する備品をいう。以下同じ。）を購入したときは、購入後の備品は、市の所有に属する。

2 指定管理者は、前項の備品を購入するときは、市と協議しなければならない。

3 指定管理者は、市の承諾を得て、自らの所有に属する備品を**本施設**に設置することができるものとする。この場合において、指定管理者は、当該備品が自らの所有に属することを当該備品に明示しなければならない。

4 指定管理者は、市の所有に属する備品及び指定管理者の所有に属する備品について、それぞれ備品整理簿を作成し、品目ごとに整理しなければならない。

5 指定管理者は、市の所有に属する備品その他の物品を常に良好な状態で保管するとともに、新座市財産規則第3章の規定に基づいて管理し、及び処分しなければならない。

6 指定管理者は、市の所有に属する備品その他の物品のうち取得価格が50万円以上の重要物品については、現在高の調査を行い、事業年度終了後速やかに

市に報告しなければならない。

（施設の改築、修繕等）

第32条 施設の改築、増築、移設等については、市がその費用を負担し、市の責任において実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施設の小規模な修繕については、第12条第7項の規定に基づく指定予算額の範囲内で、市と指定管理者が協議の上実施するものとする。

3 指定管理者は、施設の修繕を要すると認めるときは、速やかに市にその旨を報告しなければならない。

（維持管理・運營業務の実施に係る指定管理者の口座）

第33条 指定管理者は、維持管理・運營業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。ただし、専用の口座での管理ができない場合、当該指定管理業務に係る経理と指定管理者が行う独自の事業に係る経理とを明確に区分し、当該指定管理業務に係る経理を管理すること。

（重要事項の変更の届出）

第34条 指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者等の変更を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

（書類の提出）

第35条 指定管理者は、この協定により作成することとされているもののほか、緊急時対策、防犯・防災対策その他本施設の維持管理・運營業務に必要な諸規程を作成し、市に提出しなければならない。

2 市は、維持管理・運營業務の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その事業及び経理の状況に関する書類の提出を求めることができる。

（書面主義等）

第36条 この協定に定める指示等は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で行うことができる。

2 この協定の履行に関して、市と指定管理者との間で用いる言語は、日本語と

する。

3 この協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この協定における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この協定の履行に関して市と指定管理者との間で用いる計量単位は、この協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

（信義則）

第37条 市及び指定管理者は、信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第38条 市及び指定管理者は、この協定に係る訴えの提起又は調停の申立てについて、さいたま地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

（協定の改定）

第39条 本施設の維持管理・運営業務に関し、変更が生じたとき、又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

（責任分担）

第40条 本施設の維持管理・運営業務に関する責任分担は、別表のとおりとする。

（補則）

第41条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度市と指定管理者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市と指定管理者が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

元号 年月 日

新座市野火止一丁目 1 番 1 号

新座市

新座市長 並 木 傑

〇県 市 〇丁目〇番〇号

指定管理者 株式会社〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

別表（第40条関係）

※ ○印は主負担を、△印は従負担（原則は○印側の負担とし、市と指定管理者の協議により一定の割合又は金額を負担する。）を示す。

※ ■印は市と指定管理者が協議して決定する事項を示す。

※ （注）基本契約第9条に基づき、設計・建設企業が負う。

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
募集要項、仕様書等	募集要項、仕様書等、市が作成した書類等における内容の誤り、変更に関するもの	○	
事業計画書等	事業計画書等、指定管理者が作成した書類等における内容の不備、誤りに関するもの		○
資金調達	応募（申請）費用、維持管理・運営業務開始前及び終了後の引継ぎに関する費用		○
制度関連	法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもので本施設に特別な影響を及ぼすもの	○	△
	上記以外の法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもの		○
許認可	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの）	○	
	許認可の遅延に関するもの（上記以外）		○
住民対応	本施設の設備・運営等に対する住民要望及び訴訟への対応	○	
	維持管理・運営業務に関する苦情・要望等への対応		○
環境問題	維持管理・運営業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、大気汚染、水質汚染、光及び臭気に関するもの		○
	市が行う業務に起因するもの（上記以外）	○	
第三者賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由（運営・維持管理を含む。）により第三者（利用者を含む。）に損害を与えた場合		○
	上記以外の理由によるもの	○	
債務不履行	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
	市の方針変更、その他手続の遅延等によるもの	○	
不可抗力	風水害・地震・津波等の自然災害、テロ・暴動等当事者が制御できない事象（物価の大幅な変動を含む。）に起因して生じた損害及び事業履行不能（原則として、休業補償は行わない。）	■	■
施設損傷	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（予算の範囲内で実施が可能なもの）		○
	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（上記以外）	■	■
	指定管理者の責めに帰すべき理由（施設の管理上の瑕疵を含む。）による事故・火災等による施設の損傷		○

項目	内容	負担者	
		市	指 定 管理者
	市の責めに帰すべき理由による事故・火災等による施設の損傷	○	
	施設の瑕疵によるもの	(注)	
	指定管理者が善良なる管理者の注意義務を怠っていた場合によるもの		○
要求水準の未達	指定管理者の責めに帰すべき理由による要求水準の不適合、未達		○
	市の責めに帰すべき理由による要求水準の不適合、未達	○	
維持管理	指定管理者による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの		○
	市による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	○	
備品等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき理由による備品等の損傷、滅失		○
	市の責めに帰すべき理由による備品等の損傷、滅失	○	
	経年劣化によるもの（指定管理者が設置したもの）		○
	経年劣化によるもの（市が設置したもの）	○	
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき理由による個人情報等の外部流出		○
	市の責めに帰すべき理由による個人情報等の外部流出	○	
施設の停止、中止	指定管理者の責めに帰すべき理由（施設の瑕疵によるものを含む。）により施設の供用ができなくなった場合		○
	市の責めに帰すべき理由により施設の供用ができなくなった場合	○	
事業運営	指定管理者による事業内容・用途の変更等に伴う事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○
	市による事業内容・用途の変更等に伴う事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○	
利用者対応	維持管理・運営業務の範囲内のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
	上記以外の利用者からの苦情及び利用者間のトラブルへの対処	○	
利用者の増減	利用者の増減による運営費及び業務量の増減		○

別記 1（第 13 条関係）

指定管理料の改定方法

① 対象となる費用

対象となる費用は、指定管理料のうち、修繕業務に係る対価以外（以下「指定管理料（修繕業務以外）」という。）とする。

② 改定内容

指定管理料（修繕業務以外）の改定内容は、物価変動を対象とする。

③ 基準となる指標

物価変動による、指定管理料（修繕業務以外）の改定に使用する指標は下表のとおりとする。

表 1 基準となる指標

費用	基準となる指標
指定管理料（修繕業務以外）	「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局） ・ 種別：諸サービス

※用いる指標がなくなる、又は内容が見直されて本事業の実態に沿わない場合は、その後の対応方法について市と指定管理者との間で協議して定める。

※指標は、指定管理者の提案を踏まえて、市と協議により市が認めた場合に限り変更することも可能とする。

④ 改定方法

物価変動について、以下の計算方法に基づき、指定管理料（修繕業務以外）を毎年度改定することができる。

【改定の計算方法】

変更額は、基準額の 1.5% に相当する金額を超える額とする。

$$C2(t) = C1(t) \times (P(m) / P(n))$$

t : 今回改定する対価の対象年度 (t : n+1、・・・、事業終了年度)

m : 今回評価時年度

n : 前回評価時年度 (指定管理基本協定締結後未改定の場合は、指定管基本協定締結年度)

C2(t) : 改定後の t 年度における指定管理料 (修繕業務以外) の総額

C1(t) : 改定前の t 年度における指定管理料 (修繕業務以外) の総額

P(m) : 今回改定時の m 年度の最新の基準となる指標値

P(n) : 今回改定時の n 年度の最新の基準となる指標値

⑤ その他の改定内容について

物価変動の他、下記の要因により変動する場合、指定管理料 (修繕業務以外) を改定することができる。

- ・ 市の都合による改修等による施設休止等の人員配置の変動
- ・ 市の都合による開設時期又は開館時間の変更
- ・ その他、市の都合による変動

別記 2（第 2 1 条関係）

指定管理者は、以下の内容の保険に加入し、保険契約締結後、すみやかに保険証書の写しを市に提出するものとする。

1 第三者損害賠償責任保険

保険契約者	指定管理者
被保険者	市、指定管理者
保険の対象	指定管理期間中に生じた偶然な事故により第三者の身体・財物に生じた法律上の賠償責任
特約	生産物賠償特約、交差責任担保特約、管理不動産に関する追加条項、作業対象物担保特約、施設被災者見舞費用担保特約
補償額	対人：1 名当たり 1 億円、1 事故当たり 1 0 億円 対物：1 事故当たり 3 億円
保険期間	指定管理期間中（1 年更新）

2 普通火災保険

保険契約者	指定管理者
被保険者	市
保険の対象	本施設
補償額	本施設の再調達価格
保険期間	指定管理期間中（1 年更新）

3 その他

指定管理者は、事業者提案による保険への加入を手配し、その保険料を負担しなければならない。

別記3（第26条関係）

個人情報等の取扱いに係る特記事項

令和4年12月13日改正

（基本事項）

第1条 指定管理者は、この協定による業務の処理に当たり個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いにより個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（個人情報の保護に関する法律等の遵守義務）

第2条 指定管理者は、この協定による業務を遂行するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等及び新座市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

（秘密保持の義務）

第3条 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 指定管理者は、この協定による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 指定管理者は、この協定による業務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第4条 指定管理者は、市から提供を受けた個人情報及びこの協定による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報をこの協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

（指定管理者以外の者への提供の禁止）

第5条 指定管理者は、市から提供を受けた個人情報及びこの協定による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を第三者へ提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6条 指定管理者は、市から提供を受けた個人情報及びこの協定による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を市の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第7条 指定管理者は、市の承認がある場合を除き、市から提供を受けた個人情報及びこの協定による業務を処理するために取得し、又は作成した個人情報を他に持ち出してはならない。

（この協定終了後の個人情報の返還等）

第8条 指定管理者は、この協定が解除されたとき、又は期間の満了によりこの協定が終了したときは、市から提供を受けた個人情報及びこの協定による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を、市の指示に応じ、速やかに市に返還しなければならない。ただし、市が廃棄の方法による処理を特に指示するときは、指定管理者は、市の指示に応じ、当該個人情報を速やかに処理しなければならない。

2 市は、この協定を解除するとき、又は期間の満了によりこの協定が終了したときにおいて、使用した機器を指定管理者に返還するときは、あらかじめ、市が所有する専用のソフトウェアを用いて、情報の復元が困難な状態までデータの消去を行った上で、当該機器等を指定管理者に返還するものとする。

3 指定管理者は、前項の機器等の返還を受けたときは、市と協議の上、次の各号に掲げるいずれかの方法により、当該機器等の記録媒体の破壊又はデータの消去を行わなければならない。

- (1) 物理的な方法による記録媒体の破壊
- (2) 磁気的な方法によるデータの破壊
- (3) OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによるデータの上書き消去
- (4) データのブロック消去
- (5) データの暗号化消去

4 指定管理者は、第1項ただし書又は前項の規定により個人情報を廃棄し、又

は消去し、及び復元できないようにするに当たり、市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

5 前項の立会いをする市の職員は、身分証明書を携帯しなければならない。

6 指定管理者は、第1項又は第3項の規定により個人情報を変還し、廃棄し、又は消去し、及び復元できないようにしたときは、返還等の処理が終了した旨の証明書を市に提出しなければならない。

7 前項の証明書には、返還等の処理を行った個人情報の内容、記録媒体、数量、処理日、処理方法及び処理担当者氏名を記載しなければならない。

8 第6項の証明書の提出期限は、この協定が終了した日から30日以内（第3項の規定により個人情報を消去し、及び復元できないようにしたときにあっては、60日以内）とする。ただし、当該期限内に提出することが困難なときは、状況を勘案して市が指定する日までとする。

（再委託の禁止）

第9条 指定管理者は、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市の書面による承諾がある場合には、個人情報の処理を第三者に委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）することができる。

3 前項の市の承諾は、指定管理者と当該第三者との契約において、個人情報の取扱いに関し、この協定に係る個人情報の取扱いに関する取決めと同等と認められる取決めを定めるとともに、当該第三者と市との間において、個人情報の取扱いに関し、この協定に係る個人情報の取扱いに関する取決めと同等と認められる取決めを定めなければ、これを行うことができない。

4 指定管理者は、前項の規定により定めた当該第三者との取決めの写しを、市に提出しなければならない。

5 第2項の規定による第三者への委託は、指定管理者の責任を免れるものではない。

（定期的な報告の実施）

第10条 指定管理者は、業務の進展状況について、定期的に市に報告し、その指示に従わなければならない。

（監査の実施）

第 1 1 条 指定管理者は、定期的又は随時に、業務の内容に係る監査を実施しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により監査を実施したときは、速やかに、監査報告書の写し又は市が指定するチェックリストを市に提出しなければならない。

（個人情報扱う従業員の監督）

第 1 2 条 指定管理者は、本業務における情報セキュリティを維持するため、業務において市が提供し、又は指定管理者が取得する個人情報を取り扱う従業員の一覧を市に提出しなければならない。

2 市は、指定管理者に対し、指定管理者の個人情報保護に関する規程に抵触しない範囲で、当該従業員と指定管理者が取り交わした個人情報の取扱いに係る誓約書の写しの提出を求めることができる。

（事故発生時の報告義務）

第 1 3 条 指定管理者は、市から提供を受けた個人情報及びこの協定による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を漏えい、き損又は滅失した場合は、市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

（知的所有権の取扱い）

第 1 4 条 指定管理者は、業務の遂行又は製品の納入に当たり、他者の権利を一切侵害してはならない。

（違反の場合の措置及び損害賠償）

第 1 5 条 市は、指定管理者が上記各条項に違反しているおそれがあると認めたときは、立入調査を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 前項の調査等の結果その他の事情により、指定管理者の違反の事実が明らかになったときは、市はこの協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

3 第 1 項の調査をする市の職員は、身分証明書を携帯しなければならない。